

平成31年4月18日
京都市交通局企画総務部財務課

工事関連業務委託の最低制限価格等の範囲・算定基準の改正について

- 1 ダンピング対策の更なる強化のため、国の見直しに準じ、本市発注の工事関連業務委託の最低制限価格・低入札調査基準価格の範囲・算定基準を引き上げます(詳細は、下表を参照)。
- 2 上記1は、平成31年5月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

	現行	改正後 (H31.5.1~)
測量	<p>【範囲】 予定価格の3分の2～<u>80%</u></p> <p>【算定基準】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の48% } 合計額</p>	<p>【範囲】 予定価格の3分の2～<u>82%</u></p> <p>【算定基準】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の48% } 合計額</p>
地質調査	<p>【範囲】 予定価格の3分の2～85%</p> <p>【算定基準】 ①直接調査費 ②間接調査費の90% ③解析等調査業務費の80% ④諸経費の45% } 合計額</p>	<p>【範囲】 予定価格の3分の2～85%</p> <p>【算定基準】 ①直接調査費 ②間接調査費の90% ③解析等調査業務費の80% ④諸経費の<u>48%</u> } 合計額</p>

※ 上記算定基準で算定した合計額にランダム係数(1.00から1.01までの範囲内で、0.001単位で無作為に抽出した数)を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額)に100分の108又は110を乗じて算出します。

ただし、ランダム係数は、適用除外を試行実施する案件を除きます。

※ 建築設計・設備設計、土木設計、補償調査は、変更ありません。